

資料編

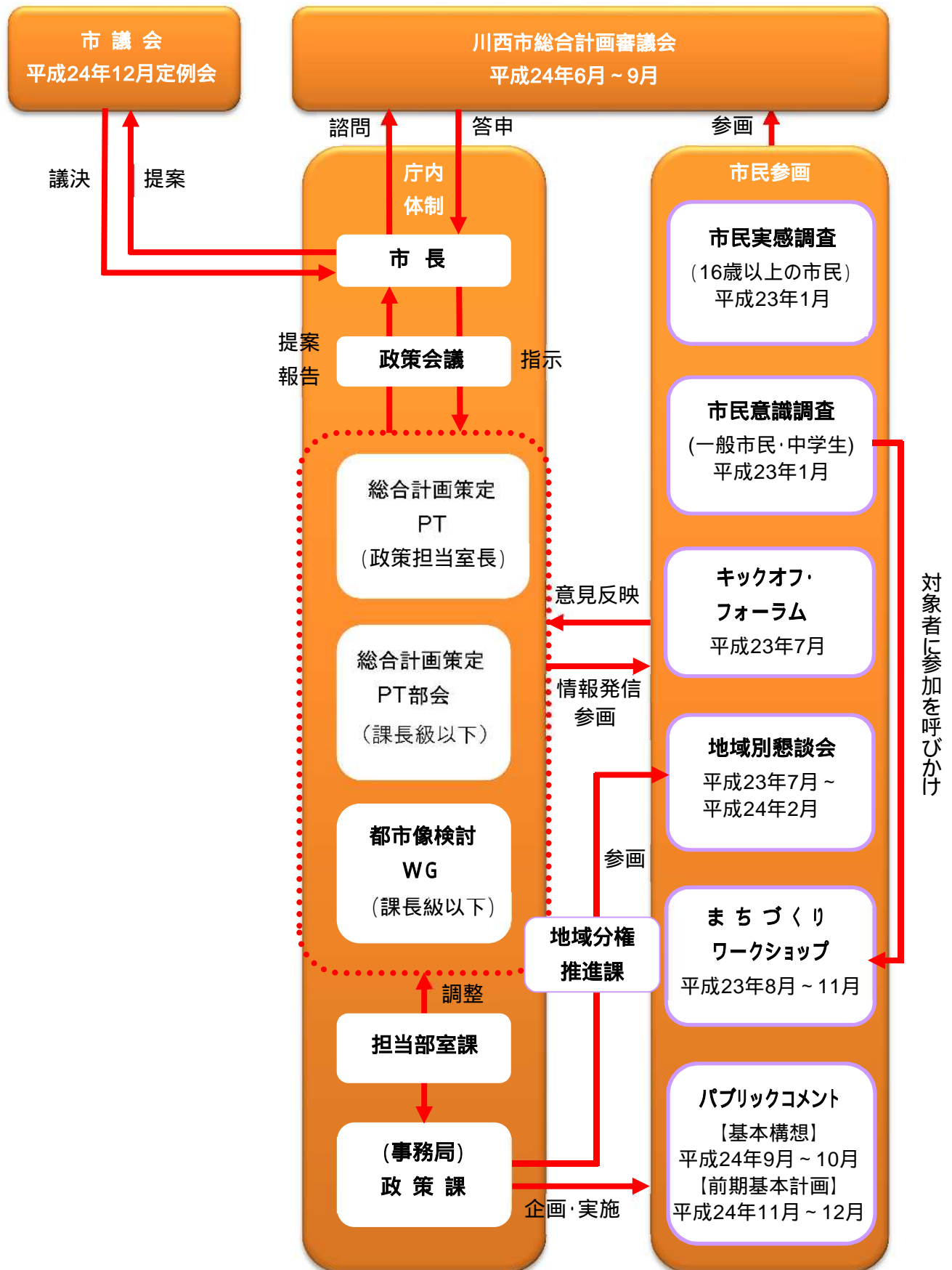
資料編 1

第5次川西市総合計画策定経過

(1) 策定経過

年度	時期	庁内体制	総合計画審議会・市民参画
平成22年度	1月		市民実感調査実施(一般市民) 市民意識調査実施(一般市民・中学生)
平成23年度	4月 7月 8月 2月 3月	第5次総合計画策定方針作成 総合計画策定プロジェクトチーム及び同部会設置 第4次総合計画後期基本計画総括レポート作成 第5次総合計画策定に係る庁内説明会開催 第5次総合計画原案の検討開始 将来人口推計(試算)作成	キックオフ・フォーラム開催 地域別懇談会開催(～H24.2月) まちづくりワークショップ開催(～11月)
平成24年度	5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月 3月	都市像検討ワーキンググループ設置 基本構想原案の作成 基本計画原案の作成 基本構想案の作成 基本構想修正案を市議会へ提出 基本計画案を作成 基本構想案の議案審議・議決 基本計画修正案を作成 第5次総合計画確定	基本構想原案を総合計画審議会へ諮問 基本計画原案を総合計画審議会へ提出 総合計画審議会から答申 基本構想案に対する意見提出 手続(パブリックコメント)実施(～10月) 基本計画案に対する意見提出 手続(パブリックコメント)実施(～12月)
平成25年度	4月	第5次総合計画スタート	

(2) 策定の流れ



資料編 2

市民参画

(1) 市民実感調査

目的：市民の日常生活における「実感」を調査することにより、協働によるまちづくりを進めるために設定した「ともにめざそうとする具体的な目標」の達成度合を測定し、第4次総合計画の進捗状況や目標の妥当性を評価するための基礎資料とするもの。

調査期間：平成23年1月19日（水）～1月31日（月）

調査対象：市内に住む16歳以上の市民1,000人

回収結果：58.9%

(2) 市民意識調査（一般市民）

目的：第5次総合計画の策定にあたり、まちの現状と問題点、まちづくりに対する市民の評価・意向などを把握し、市民と行政が一体となった新しいまちづくりを進めていくための調査。

調査期間：平成23年1月19日（水）～1月31日（月）

調査対象：市内に住む16歳以上の市民3,000人

回収結果：49.2%

(3) 市民意識調査（中学生）

目的：将来を担う中学生を対象として、本市に対する意識や将来のまちづくりへの要望などを把握し、第5次総合計画の策定に役立てることを目的に実施。

調査期間：平成23年1月19日（水）～1月31日（月）

調査対象：市内の公立中学校に在学する中学1年生～3年生（各学年1クラス抽出）768人

回収結果：94.1%

(4) キックオフ・フォーラム

目的：第5次総合計画を市民の参画のもと策定するため、有識者による講演と市民や事業者などによるパネルディスカッションを開催し、多様な主体による参画と協働のまちづくりへの気運を高めるとともに、第5次総合計画策定におけるキーワードとその共通認識を図ることを目的に実施。

対象：市民、市民公益活動団体、事業者、市職員

開催日：平成23年7月3日（日）

開催場所：アステホール

参加者数：約200人

(5) まちづくりワークショップ

目的：第5次総合計画の策定にあたり、市民・団体・事業者等との協働による計画策定を推進し、幅広い市民等の意見を総合計画に反映させることを目的に実施。

対象：16歳以上の市内在住・在勤・在学者（但し、市民意識調査又は市広報誌等の公募による）

開催日：平成23年8月27日（土） / 9月10日（土） / 9月23日（祝） / 10月8日（土）

開催場所：アステホール、市役所7階大会議室

参加者数：33人 / 35人 / 31人 / 33人

その他：平成23年11月5日（土）に番外編を黒川公民館で実施（参加者数：11人）

(6) 地域別懇談会

目的：第5次総合計画における「地域別構想」を策定するとともに、市が検討を進めている地域分権制度の足がかりとすることを目的に、おおむね小学校区を基本とする14地域で開催。

対象：16歳以上の市内在住・在勤・在学者

開催日：平成23年7月～平成24年2月の期間中に計42回開催（14地域×3回）

開催場所：各地域の自治会館やコミュニティ会館、公民館等

参加者数：延べ728人（1回あたり約17人）

(7) 総合計画審議会委員の市民公募

目的：若い世代や女性の意見を総合計画へ反映することを目的に市民公募（2名）を実施。

対象：市内在住・在勤・在学者

募集期間：平成24年3月1日（木）～3月19日（月）

応募方法：「市行政と市民の役割について」（400字以内）をテーマに作文を提出。

応募者数：18人

(8) 意見提出手続（パブリックコメント）

目的：市民等の行政活動への参画を促進するとともに、多様な意見・提案を計画へ反映することを目的に、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第9条に基づき実施。

対象：市民等（利害関係人を含む）

募集期間：平成24年 9月20日（木）～10月19日（金）〔基本構想〕

平成24年11月28日（水）～12月27日（木）〔基本計画〕

応募方法：郵送、ファックス、電子メール、市ホームページの応募フォームのいずれかで提出

応募者数：5人 / 48件〔基本構想〕

3人 / 32件〔基本計画〕

資料編 3 庁内体制

(1) 総合計画策定プロジェクトチーム

設 置：平成23年8月
構 成：政策担当室長（下記規程別表による）
主な職務：第5次総合計画に関する原案作成及び部内又は部外調整
規 程：川西市総合計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程（以下参照）

平成12年6月 1日訓令第6号
最終改正 平成23年3月31日訓令第4号

（設置及び目的）

第1条 川西市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するに当たり、川西市プロジェクトチームの設置等に関する規則(昭和56年川西市規則第34号。以下「規則」という。)第1条の規定により、川西市総合計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトチームは、総合計画に関する調査、研究及び調整を行い、計画の原案を作成するものとする。

（構成）

第3条 プロジェクトチームは、別表に定める者をもって構成する。

2 プロジェクトチームのリーダーは総合政策部長を、サブリーダーは別表に掲げる者のうちから、総合政策部長が指名するものをもって充てる。

3 リーダーは、必要に応じてプロジェクトチームに部会等を置くことができる。

（運営）

第4条 リーダーは、会議を招集し、会務を総括する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

（協力）

第5条 リーダーは、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、別表に定める者以外の者に対し、会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（設置期間）

第6条 プロジェクトチームの設置期間は、この訓令の施行の日からその設置目的が達成されたと市長が認めるときまでとする。

（事務局）

第7条 プロジェクトチームの事務局は、総合政策部政策推進室政策課に置く。

（補則）

第8条 規則及びこの規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

付 則（略）

別表(第3条、第5条関係)

総合政策部長
総合政策部政策推進室長
総務部行政室長
市民生活部市民環境室長
健康福祉部福祉推進室長
こども部こども家庭室長
都市整備部まちづくり推進室長
中央北整備部中央北推進室長
美化推進部美化推進室長
教育振興部総務調整室長
上下水道局経営企画室長
市立川西病院経営企画部経営企画室長
消防本部次長

(2) 総合計画策定プロジェクトチーム部会

- 設 置：平成23年8月
構 成：プロジェクトチームのリーダーの指名及び関係部局長推薦による課長級以下の職員計32人
「暮らし」「安全安心」「生きがい」「つながり」の4部会を設置し、各部会8人体制
主な職務：第5次総合計画に係るまちづくりワークショップへの参画、総合計画と各個別計画との調整・連携

(3) 都市像検討ワーキンググループ

- 設 置：平成24年5月
構 成：指名職員（管理職中心＝4名）及び公募による若手職員（おおむね主事級以下＝10名程度）
主な職務：第5次総合計画基本構想に掲げる「めざす都市像」の素案作成

資料編 4

総合計画審議会

(1) 総合計画審議会規則

平成 13 年 6 月 11 日規則第 37 号
最終改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、川西市総合計画策定に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民団体の代表
 - (3) 市内の事業者の代表
 - (4) 市民
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者
- 2 市長は、前項第4号に掲げる者を委員に委嘱しようとするときは、当該委員を公募し、別に定める方法で選考するものとする。
- 3 委員は、職務を遂行したと市長が認めるとき、又は委嘱に係る第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、川西市総合計画の進行状況等を調査審議し、川西市総合計画策定に反映させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、部会長及び副部会長の職務について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進室政策課において処理する。

(公印)

第10条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	保管者
川西市総合計画 審議会長之印	方 1.8	会長名をもってする文書	1	総合政策部 政策推進室 政策課長

2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則(略)

(2) 総合計画審議会委員（敬称略、50音順）

	氏名	職業等	選出区分	備考
1	上田 邦彦	川西市医師会副会長	市民団体等	
2	岡 英樹	市民	公募	
3	荻田 雅仁	川西市商工会理事	市民団体等	
4	小澤 良明	流域ネット猪名川幹事	市民団体等	
5	加藤 晃規	関西学院大学総合政策学部教授	学識経験者	副会長
6	神田 榮治	兵庫県立大学客員教授	学識経験者	
7	金南 咲季	市民	公募	
8	斯波 康晴	市民	公募	
9	直田 春夫	NPO法人NPO政策研究所理事長	学識経験者	
10	田中 淑子	国際ソロプチミスト川西理事	市民団体等	
11	土山 希美枝	龍谷大学政策学部政策学科准教授	学識経験者	
12	中井 成郷	川西市PTA連合会長	市民団体等	
13	中上 直人	川西市社会福祉協議会地域福祉チーム	市民団体等	
14	中村 信行	川西市防犯協会会長	市民団体等	
15	新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	学識経験者	会長
16	福田 義久	川西市農業振興研究会会長	市民団体等	
17	藤村 聡	阪急バス株式会社自動車事業部業務課	市民団体等	
18	堀田 啓子	川西市文化協会川西合唱連盟	市民団体等	
19	水口 充啓	川西市消防団長	市民団体等	
20	三井 ハルコ	NPO法人市民事務局かわにし副理事長	市民団体等	
21	横田 茂	能勢電鉄株式会社総務部長	市民団体等	
22	吉永 京子	川西市コミュニティ協議会連合会長	市民団体等	

(3) 審議経過

回	開催年月日	主な審議内容
第1回	平成24年6月5日(火) 18時30分～市役所4階庁議室	諮問 第4次総合計画後期基本計画の総括等 今後の審議会の進め方
第2回	平成24年7月3日(火) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本構想原案(第1部)に係る審議
第3回	平成24年7月11日(水) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本構想原案(第2部)に係る審議
第4回	平成24年7月30日(月) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本構想原案に係る意見の調整
第5回	平成24年8月9日(木) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本計画原案(暮らし/安全安心)に係る 審議
第6回	平成24年8月24日(金) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本計画原案(生きがい/つながり/行政 経営改革大綱)に係る審議
第7回	平成24年9月7日(金) 18時30分～市役所4階庁議室	答申(案)の検討
第8回	平成24年9月13日(木) 18時30分～市役所4階庁議室	答申

(4) 諮問・答申

平成24年6月5日

諮問

川西市総合計画審議会
会長 新川 達郎 様

川西市長 大塩 民生

第5次川西市総合計画基本構想の策定について（諮問）

第5次川西市総合計画基本構想の策定にあたり、川西市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成24年9月13日

答申

川西市長 大塩 民生 様

川西市総合計画審議会
会長 新川 達郎

第5次川西市総合計画基本構想の策定について（答申）

川西市総合計画審議会規則第2条の規定により、平成24年6月5日付で諮問のありました第5次川西市総合計画基本構想の策定について、本審議会として慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

答申（中略）

地方分権の本格的な進展に伴い、基礎的自治体である市が、まちづくりに対して包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、川西市では現在、地域に根ざした住民自治のさらなる充実を支える新たな仕組みづくりに着手されようとしています。

一方で、少子・高齢化や人口減少社会の到来をはじめ、長引く景気の低迷などによる行政経営資源の減少により、地方自治体を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

川西市では、自治会活動やコミュニティ推進(連絡)協議会、地区福祉委員会など、早くから地域活動が積極的に展開されるとともに、ボランティアやNPOなどの市民活動も活発に行われています。今後は、市民と行政がそれぞれの役割と責任のもと、これまで以上に連携・協力しながら公共を担い、支え合っていくことが不可欠となります。

このような状況を踏まえ、川西らしさを生かしたまちづくりを推進するための方策として、地域と行政が適切に連携しつつ、市民参画と協働をさらに推進されることを期待いたします。

今後は、本答申をもとに総合計画が策定され、めざす都市像やまちづくりの目標などを市民、市民公益活動団体、事業者、行政などまちづくりに関わる多様な主体が共有し、その実現に向けてともに実践していくことにより、川西市がより一層の発展を遂げることを切に願うとともに、基本構想の策定にあたっては、以下の事項について特に配慮されることを求め、答申といたします。

なお、本審議会の審議過程で出された基本構想原案及び基本計画原案に対する意見を整理し、別添のとおり「意見集」として取りまとめましたので、併せて提出いたします。総合計画の策定において、基本構想はもとより基本計画の策定の参考として十分検討し活用していただくよう要望いたします。

記

1 都市像の実現に向けた分かりやすく実効性のある計画の策定

まちのビジョンを掲げるだけでなく、実効性のある総合計画とするため、ビジョンを実現する具体的手段の一つとして、総合計画を補完する各種個別計画との関係性を明示するなど、レイアウト・デザインについて工夫されたい。

2 第4次総合計画の成果・課題等を踏まえた計画の策定

第4次総合計画の成果・課題をはじめ、これまでの「めざす都市像」や「まちづくりの目標」などの変遷を踏まえ、第5次総合計画の方向性や展開を明らかにされたい。

3 川西市の特徴を生かしたまちづくりの推進

川西市の特徴（地理・歴史・地域資源等）を表す記述をさらに盛り込み、川西らしさを生かしたまちづくりを推進されたい。

4 人口動態や各種統計データを踏まえた方向性の明示

まちづくりを進めていくうえでベースとなる人口動態や将来人口推計等については、要因等を詳細に分析し、今後のまちづくりの方向性を示されたい。

5 川西市を取り巻く諸条件の変化・影響を踏まえた計画の策定

時代の潮流、国・県の動向等が川西市へ及ぼす影響や、川西市に関連する広域プロジェクトによる将来的な影響について、可能な限り記述するよう努められたい。

6 まちづくりの課題に対応した取組方針の明示

アンケート調査等の分析結果を分かりやすく表現するとともに、分析結果から見えるまちづくりの課題に対応するよう、今後取り組むべき方向性を示されたい。

7 適切な役割分担による地域づくりの推進

今後は、まちづくりの多様な主体と行政との役割分担により、まちづくりを進めていくことが極めて重要であることを表現するとともに、協働の定義を明確にしたうえで、取り組みの方向性を示されたい。

8 市民生活の視点に立った横断的な計画体系の構築

市民生活の様々な場面は相互に密接に関連し合い、1つの政策という枠組みに完全に収まるものではないため、市民生活という横断的視点に立ち、政策相互の関係性を示されたい。

9 その他

別添の意見集（基本構想原案に対する個別意見及び基本計画原案に対する意見）等をもとに、全般にわたり、語句や記述表現等を適宜加筆・修正されたい。

資料編 5

個別計画の策定状況

視点	計画名称	計画の概要	計画期間	策定年度
暮らし	都市計画マスタープラン	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用のあり方、都市施設の整備及び市街地開発事業等に関して定める計画。	平成25年度～34年度	平成24年度
	道路橋長寿命化修繕計画	道路交通の安全性を確保する上で、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換し、橋りょうの長寿命化によるコスト縮減を図るための計画。	平成26年度～35年度	平成25年度
	緑の基本計画	都市緑地法に基づき、市が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定め、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するための基本計画。	平成14年度～33年度	平成13年度
	公園施設長寿命化計画	公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設毎に、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを最も低廉なコストで実施できるよう整理した基本計画。	平成26年度～45年度	平成24年度
	水道ビジョン(後期)	快適な市民生活や都市活動を営む上で欠くことのできない重要なインフラ施設として、安全で安心できる水の持続的な供給を確保するため、水道の信頼を維持する努力を継続し、将来もより良い水道サービス水準の提供を目指していくことを示した方針。	平成25年度～29年度	平成24年度
	(仮称)下水道ビジョン	持続可能な循環型社会の構築により、「美しく良好な環境」、「安全な暮らし」と「活力ある社会」を実現するための下水道の役割を示した方針。	平成26年度～29年度	平成25年度
	(仮称)南部地域整備実施計画	本市南部地域の生活環境改善・地域コミュニティの再生等を図るためのまちづくりの推進に向けた実施計画。	平成26年度～29年度	平成25年度
	中央北地区まちづくり指針	中央北地区の持つポテンシャルを最大限に引き出し、まちづくりを適切に誘導するために、「まちづくりの基本的方向性」や土地利用、都市空間の構成等に関する「まちづくりのルール」を示す指針。		平成24年度
	中央北地区低炭素まちづくり計画	中央北地区において、持続可能で環境にやさしいまちの実現をめざし、低炭素に配慮したまちづくりを行っていくための計画。	平成25年度～34年度	平成24年度
	公共交通基本計画	本市のまちづくりの基本となる人の移動のあるべき姿を公共交通の観点から考える計画。		平成26年度
	(仮称)公営住宅基本計画	老朽化が進み、更新期を迎える公営住宅の整備方針・工程計画等を定める計画。	平成26年度～40年度	平成24年度
	産業ビジョン	利便性と魅力を備えた地域産業の形成を図るため、産業振興に関わる各主体の役割と事業の展開を体系的に定めた計画。	平成25年度～29年度	平成24年度
	中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、魅力的で活気のある「かわにしのせぐち」の創造、楽しみながら回遊したくなる「かわにしのせぐち」の創造を目標として掲げ、本市の中心市街地を魅力的で活気あふれるまちに再生するための計画。	平成22年度～26年度	平成22年度

視点	計画名称	計画の概要	計画期間	策定年度
安全安心	健康づくり計画	市民一人ひとりの生涯にわたる健康の創造と子どもの健やかな育成のための環境づくりを、総合的・計画的に推進かつ支援するための推進方策等を定めた計画。	平成25年度～29年度	平成24年度
	食育推進計画	近年のライフスタイルの多様化に伴って生じる、食をめぐる様々な課題に関して、食に関する考え方を育て、健康な食生活を社会全体で実現する「食育」に取り組むための計画。	平成23年度～27年度	平成22年度
	市立川西病院事業経営改革プラン	市立川西病院の現状と課題、今後地域で果たすべき役割を明確にし、あるべき方向性を踏まえ、どのように施策を行うかの指針となる計画。	平成21年度～25年度	平成20年度
	地域福祉計画	市民の生活に密着した保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりを、幅広い市民の参画をベースに、福祉関係機関、市民公益活動団体、行政が連携・協働して推進する基本的指針を定めた計画。	平成25年度～29年度	平成24年度
	高齢者保健福祉計画	高齢者の健康づくり・疾病予防・生きがいづくり・ひとり暮らし高齢者の生活支援等、介護保険の給付対象とならない事業を含む、保健・福祉施策全般にわたる計画。	平成24年度～26年度	平成23年度
	介護保険事業計画	介護保険の事業に係る保険給付を円滑に推進するため、現在の利用状況やサービスの提供体制等を分析・評価し、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量等を定めた計画。	平成24年度～26年度	平成23年度
	障がい者福祉計画第3期障がい福祉計画	障がい者福祉計画は、基本目標を適切なサービスの提供による生活の基礎づくり 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり ともに支えあう地域づくりと定め、今後達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにした計画。 第3期障がい福祉計画は、前期基本目標に基づき、地域移行の推進・障がい福祉サービス相談支援の充実・地域生活支援事業の実施・就労の促進・障がい者支援ネットワークの構築を発展させるための計画。	平成24年度～26年度	平成23年度
	地域防災計画	川西市の市域に係る災害に対応するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする計画。	毎年度改定	平成24年度
	水防計画	川西市内の河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送その他水防に必要な資機材及び応援協力等の整備、運用について定めた計画。	毎年度改定	平成24年度
	環境基本計画	協働での取り組み、自然環境への配慮、良好な生活環境の確保と継承、歴史・文化の継承、地球環境の保全、の5つの基本理念のもと、今ある環境を守り、さらに積極的により豊かな環境となるよう努める計画。	平成19年度～28年度	平成19年度
	(仮称)生物多様性かわにし戦略	川西市内の生物多様性の現状を把握し、保全目標を定め、そのための行動計画等を明らかにするための計画。	未定	平成26年度
一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理の減量やりサイクルについて、その方向性や目標等の基本的な事項を定め、廃棄物行政の指針となる計画。	平成25年度～34年度	平成24年度	

視点	計画名称	計画の概要	計画期間	策定年度
生きがい	次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもの健やかな成長や誰もが安心して楽しみながら子育てできる環境整備の充実をめざし、本市における子どもを取りまく様々な分野の施策を総合的に推進していくための計画。	平成22年度～26年度	平成21年度
	保育所整備計画	待機児童の解消を図るとともに、多様化する保育ニーズに的確にこたえ、誰もが安心して子育てと就労が両立できる社会の実現をめざし、本市の保育所のあり方に関する基本的な考え方を示すとともに、保育所の整備に重点を置いた総合的な計画。	平成22年度～26年度	平成21年度
	子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法に基づき、将来の社会を担うすべての子ども・若者が健やかに成長し遅(たくま)しく育つことを社会全体で応援することや、ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援について、基本的方向性やその目標などを定めた計画。	平成25年度～29年度	平成24年度
	在日外国人教育指針	日本社会の中で、在日外国人(特に、在日韓国・朝鮮人)の人権が尊重され、誇りを持って生活していける社会の創造をめざし、学校園での在日外国人教育を推進するための指針。		平成6年度
つながり	人権行政推進プラン	市民等に人権感覚、態度・技能、力量形成等が醸成できるよう、人権教育・人権啓発をはじめとする人権行政を推進するための方針や計画。	平成22年度～26年度	平成22年度
	男女共同参画プラン	男女が性別に関わらず、個性と能力を發揮し、生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて、本市の理念や目指すべき方向を明らかにし、施策を総合的に推進するための計画。	平成25年度～34年度	平成24年度
行政経営改革大綱	参画と協働のまちづくり推進計画	参画と協働のまちづくり推進条例に基づき策定する、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するための具体的な施策展開の指針となる計画。	平成25年度～29年度	平成24年度
	行財政改革大綱	総合計画の実現に向けて、効果的かつ効率的な行財政運営を展開するために、今後10年の行財政改革の基本的な方向性や考え方を示す指針。	平成25年度～34年度	平成24年度
	行財政改革前期実行計画	行財政改革大綱の理念を踏まえ、前期となる5か年について、具体的な目標及び取り組みを定めた計画。	平成25年度～29年度	平成24年度
	中期財政収支計画	経済の変動や地方財政制度改革に的確に対応し、毎年度の実施計画や予算編成などの行財政運営の指針とするための計画。	平成25年度～29年度	平成24年度
	人材育成基本方針	本市のめざす都市像の実現に向けて、本市が求める「めざす職員像」を明らかにし、人材開発のための人事管理、職員研修、職場環境等の総合的な戦略を示した指針。	平成21年度～25年度	平成21年度

第5次川西市総合計画

～ かわにし しあわせ ものがたり ～

平成 25 年 3 月策定(平成 25 年 5 月発行)

発行 川西市
兵庫県川西市中央町 12 番 1 号

編集 総合政策部行政経営室経営改革課
<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>

第5次川西市総合計画

かわにし 幸せものがたり

